

平成23年第3回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第4日)

議事日程(第4号)

平成23年9月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

7番 町田 正一 議員

3番 音嶋 正吾 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

出席議員(20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君	20番 市山 繁君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	堤 賢治君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	教育次長	村田 正明君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	病院管理課長	左野 健治君
会計管理者	宇野木眞智子君			

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第4号により、本日の会議を開きます。

・

日程第1 一般質問

議長（市山 繁君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、7番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

議員（7番 町田 正一君） おはようございます。今日の朝ですね、私の恩師から、朝早くから電話ありまして、私も非常にテレビ映りが悪いということで苦情が出たんですが、市長にですね、答弁のときに、やっぱり、原稿を下向いて、だらだらと読むと、非常に印象が悪いと。だから、テレビが映るんだったら、正面を向いて。詳しい数字の部分はしょうがないですけども、それは前を見て答弁されたほうがいいという御意見でした。

それから、ついでに苦情ですが、昨日、久保田議員の質問に対して、パーキングパーミットは、これ鶴瀬議員が6年前に、長田市長のときに質問されてます。私みたいなんが覚えとるんですから、教育長が勉強不足というのは、一般質問をただ単に聞き流しとるだけじゃないかと、ちょっとがっかりいたしました。

私も、今日は通告に従いまして、呼子議員から引き継ぎましてですね、市長のマニフェストを

根拠に、この後、音嶋議員に、これ渡すようになってますんで。（笑声）3人続けてやるように打ち合わせになってます。

市長も、あと、市長任期あと6カ月ですね。3人目の立候補者が出まして、選挙のことが気になられるのもわかるんですけども、現職の場合は、これは個別になかなか選挙運動ちゅうのも、なかなかできないんですけども、現職の場合は4年間の政策の実行というか、4年間にやった評価が、僕はもう選挙にあらわれてくると思うんでですね。余り細かいことにとらわれずに、私の座右の銘で、「吞舟の魚は枝流に游がず」というのがありますんで、ぜひ吞舟の魚の心を持って、泰然自若として、マニフェストの実行に移っていただきたいと思います。

ということで、私も、今日は、市長のマニフェストを中心に、また例によって、市長にずっと聞いていくわけですが。

まず最初に、今回、市長は行政報告でも病院改革の第一歩として、かたばる病院と市民病院の統合を打ち出されてます。私は正直言って、これが病院改革だとは思っておりません。精神科の医師がそのままおれば、恐らく、こういう話はなかっただろうということなんで、基本的には、ただ単なる合理化だ。合理化というのは改革かもしれませんが、やむを得ず、こういう形になったということなんです。

実は、今年の6月に市山繁議員がこのことについて、財政上のプラスマイナスについて、ずっと聞かれています。私も、これ10回くらい市山議員の質問内容をずっと読みましてですね。もう一回ちょっと、その当時、答弁されてないところとか、あるいはこれからの検討課題だということで、はっきりと言われなかった部分がかかなりあるんでですね。まず、その点について、療養型のかたばる病院を精神病床を廃止して、かたばる病院を市民病院の4階に持ってきたときに、じゃあ財政的にどうなるのかということ、まず答弁いただきたいと思ひまして、質問通告してます。

まず、これ間違いはないか、ちょっと、もう一回確認の意味なんですけど、病院建設時、市民病院の建設時に、精神病床に対する国の補助金。これが9,000万円あります。これは左野課長のほうが答弁されてましたけども、今回、精神病床が70床から50床になることによって、国の補助金9,000万円のうち、一体、幾ら返還しなければならないのか。まず、これが第1点。

それから、財政面のマイナスとして、精神病床に対する特別交付税。これが70床分5,170万円ありますけれども、これが20床休床で50床分の減少になりますから、この分の特別交付税が減額されます。まず、これが幾らぐらい減少するのか。これが2点目。

3番目に、かたばる病院に対しては、今度、不採算地域病院なんで、これが特別交付金48床分3,900万円減少します。これがなくなります。これだけで、大体、運営費の分で、八千四、五百万円減です。プラス市民病院の精神科病床が廃止されることによって、1億9,000万円

の減収になります。わかりますね。

それから、次に、今回調査費として200万円近く計上されてますけれども、内部改修ですね。これも当時6月に聞いたときは答えられてなかったんですが、今回、恐らく、相当な内部改修の金額がかかると思うんです。詳しい数字じゃなくていいです。大体概算で結構です。多分、トイレとか、居住室等は、恐らく相当な改修になると思うんですが、これがどのぐらいかかるのかを一応、答弁していただきたいと思います。これが一応財政的なマイナス面です。

それから、プラス面として、今度一本化された場合、どういうメリットがあるのか。財政的な面も含めてですね。あるいは、そのスタッフの面等も含めてですね、メリットはどの程度のものがあるのか。

ついでに、今回の場合についてはもう方向を出されてますけども、かたばる病院のスタッフとの話し合いはもうきちんと終了しているのかどうかまで含めてですね、市長にはまず答弁していただきたいと思います。

議長（市山 繁君） ただいまの町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 7番、町田正一議員の御質問にお答えいたします。

実は昨日、家に帰りまして、何で棒読みするのかというおしかりを私の近くにおる者から受けたところでございまして、反省をいたしております。また、「呑舟の魚枝流に游がず」。私が当選いたしましたときに、町田議員から色紙をいただきました。船を飲み込むような魚がどうして小さな川に泳ぐかということでございまして、それほど大きな度量は持っておりませんが、一所懸命頑張りたいと思っておる次第でございます。

町田議員の御質問のマニフェストの中での病院改革のお話でございます。御質問でございます。

まず、精神病床を廃止する。そして、かたばるの療養病床を診療に持ってくる。そのマイナス面をまず申し上げたいと思いますけれども、おっしゃいますように、まず建築に、市民病院の建築に当たりまして、国から、おっしゃるように精神病棟に対する建築費9,078万2,000円が交付されております。これを用途変更。いわゆる療養病床にするということで、返還をしなければならぬ金額が5,300万円と計算をいたしております。

次に、精神科病床を廃止するということで、交付税がどうなのかということでございますが、この交付税につきましては、先ほど特別交付税とおっしゃいましたけど、これは普通交付税でございまして、1床当たり70万1,000円でございます、おっしゃるように、4,900万円余りでございます。しかしながら、この国の今度の病院改革ガイドラインによりまして、5年間はこの分をあるものとして交付する。いわゆる減らさない。5年間は減らさないということでございますので、5年間は、この4,900万円については、交付されるということでございます。

それから6年目以降につきましては、ですから、休床いたします48床分が減るということでございます。廃止するですね。失礼しました。休床する分についても減りますので、70床分すべて減るということでございます。6年目以降ですね。ただし、そこに療養病床を持ってまいりますから、療養病床も同じく70万1,000円の交付金がございます。したがって、実質6年目以降、減るのは、22床掛けることの70万1,000円、1,500万円程度ということでございます。

それから、先ほど申されました特別交付税でございますけれども、政権が変わりまして、平成21年度から、不採算地区の病院、いわゆる主な病院から1.5キロ以上離れている病院について交付される特別交付税が3,936万円でございます。これについては、統合いたしますから、なくなるということになるところでございます。

それから、次に、メリットでございますけれども、メリット分でございますけれども、改修費用でございますけれども、極力、安く上がるようにしておりますけれども、主な改修内容といたしましては、病床ごとに、医療ガスの設置、機械浴室の改修、病室内手洗い設備等の設置と給排水工事等の改修を予定いたしております。これにつきましては、5,000万円程度で改修できるのではなかろうかと思っておりますところでございます。

それから、次に、メリットでございますけれども、統合した場合に、当直医の報酬、それから現在委託をいたしております給食費の委託費の経費等の削減が見込まれますので、単年度で5,500万円ほどの削減効果があるという計算をしておるところでございます。

それから、職員との同意はどうかということでございますけれども、これは現在、病院課長のほうで進めてもらっております。今のところ、その職員の了解について、大分納得をしていただいていると認識をいたしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 市長、これ、僕はずっと4月から、3月、6月、ずっと病院改革について、ずっと一般質問してきました。今回の行政改革で、市長が行政報告の中で、これが病院改革の第一歩だとされてるんですが、これ市長のマニフェストの一番最初ですね。市長もこれお持ちで、よくわかりだと思えますけど、まず「経営体制を抜本的に変更し赤字体質からの脱却を図ります」。これが市長の病院改革のマニフェストの一番最初の一番重要な根幹の部分なすもんだと、私も正直言って思ってるんですよ。平成26年から交付税が20数億円減るという状況の中で、今までみたいに、壱岐市が、行政がですね、もちろん、島民の医療の安全というのは、もちろん、そりゃ、必要なんですけれども、じゃあ、それが、僕は初めから公設民営にしろと言ってますけども、民間だったら、なぜできなくて、行政だったら、なぜ、それができるのか

と。だから、6月にはきちんと民間との契約の中で、安心安全できるような条項をつくれと。不採算部分も維持しろと。それでもやれるという応募者があって、ときに、初めて公設民営というのは進むと思ってるんですよ。だから、私は、今回のこのかたばる病院とこの市民病院の統合が白川市長が言う、この病院改革の第一歩だとは、私は全く別な問題だと思ってます。

市長の、この経費的な面は、大体、これで納得しました。あとはもう細かい部分については、また所管の委員会でもありますから、細かく聞いていきますけれども、これが市長が言われる病院改革の第一歩に本当になるのかどうか。市長ですね、これ、私の同級生からも、これをやったんですね、僕はこれが、病院改革は行政改革の僕はメルクマールだと思ってるんですよ。これがポイントだろうと。これをやったら、本当に壱岐市の行政のスリム化に通じると。どっちにしろ、26年から20何億円交付税が減ったら、これは職員の方の定数の維持さえ困難になります。もう御存じだと思いますけれども。20何億円、100億円近い交付税の中で、この20何億円が減るということは、今まで機械的にやってた補助金も、ほとんど削減しないとやっていけない状況なんですよ。多分、財政課長も一番頭痛められておると思いますけれども。こんなときに、もうできるだけ僕は壱岐市が直営でやる部分は、もう最低限にとどめると。そして後年の負担をできるだけ少なくすると。市民の方には、今まで例えば1,000万円、2,000万円の補助金もらいよったけれども、今までは1割カットで済んだけれども、26年からは1割カットどころじゃないんです。もう半額にしてくれとか。そういうふうなレベルにまで行かないと、恐らく財政的に破綻する寸前に陥ると。その覚悟を持てば、もう今、市民病院の改革を、本当言うたら、この前も言ったように、僕はもっと早くから、市長に対して、市民病院改革言えばよかったと思ってますけれども。今回の部分が、私は、病院改革の第一歩だと、正直言って認識は全くしておりません。これは後ろ向きな改革だろうと。後ろ向きの合理化だろうと思ってますが、この病院改革について、もう一回、市長、民主党の野田さんじゃないですけども、最後のチャンスと思って、もう一回ちょっと御答弁。この病院改革に対する答弁。これについてはもう「経営体制を抜本的に変更し」って、市長、書いておるわけですから。これで当たってきたんですよ、市長は。ですね。これで当たってきたんです。だから、やって、もし、次、落ちられたら、そりゃ、マニフェストが間違うとった。(笑声)言うしかないと思いますけども。この分についてだけ、市長、答弁お願いします。

議長(市山 繁君) 白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

市長(白川 博一君) おっしゃいますように、私は、経営体制を抜本的に改革して、赤字体質からの脱却を図ると申してまいりました。その気持ちは当時も今も変わらんわけでございますけれども、実は3年間、医師の確保に奔走してまいりました。そういった中で、まず最初に言われ

ました、かたばる病院との統合は別問題だとおっしゃいましたけど、それは私の改革の第一歩でないことは事実でございますけれども、2つ病院を持つということを1つにする。これはですね、やはり、病院改革につながる内容だと思っておるところでございます。ただ、おっしゃるように、病院改革の第一歩ではないと。そのとおりだと思っております。町田議員は公設民営化をずっと提唱されてまいりました。私もそういう方向で研究もいたしましたし、現在もいたしております。ただ、私が申し上げたいのは、今、3つの大学から派遣をいただいております。4人の常勤医師を採用いたしております。そういう支援をいただきまして、17名、必要な医師を確保しておるわけでございますけれども、これが、私は、今、私の素直な気持ちはですね、おっしゃるように、赤字削減、これも大事でございます。しかしながら、今申し上げました病院の各大学からの派遣医師。そして今、現有の職員。そういった方々、あるいは看護師も不足いたしております。そういった中で、万一、こういうスタッフがなくなったときのことを考えますと、私はその判断について非常に躊躇いたしております。これは私が落選したら済むというような問題ではございません。壱岐の医療をどうするか。私は、選挙期間には本当に、赤字だ、赤字だと叫んでまいりました。しかし、今、私は当事者といたしまして、赤字だと。それと、壱岐の市民を守るための医師の充足。今、そこでですね、本当に悩んでおります。ぜひですね、議員の皆様方の御意見を聞きながら、その議員おっしゃるような方向で医師の充実を図れば、私は間違いなく、そちらへ進むわけでございますけれども、その医師がいなくなったときの壱岐の医療を考えたときに、本当にその決断を躊躇せざるを得ないという状況でございます。議員皆様方と、今後、本当にひざを交えて御相談をさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 市長、ちょっときつい言い方もかもしれませんが、今の答弁は、恐らく3月、6月に私が聞いたときの答弁から、ほとんど変わらないんですね。じゃあ、前回、僕が質問したときに、市長は、もちろん、一番大切なのは医師がきちんと、それは在籍して島民の最低限の医療体制ができる。というのが、もちろん僕も、そりゃ、だれもですね、市民病院をなくせとかというような意見はだれも持っておらんわけですから。この間、僕が6月に質問してから、そのとき市長は、その市民病院の今大学に派遣、大学のほうにも行くと。市民病院の先生たちとも、あるいは看護師の人たちとも話し合いをしていきたいというふうに答弁されましたけども、じゃあ、この3カ月間で、それを具体的にされたのかどうか。本当に腹を割ってですね。それをちょっとお尋ねします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 医師会には、8月1日に医師の先生方とお話し合いをいたしました。それから各3つの派遣の病院にも訪問いたしました。職員とは、私は話してないところであります。また、市民病院の先生方と腹を割って話す。そこまでは行ってないというのも事実でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） やっぱ、それが一番大切だと思うんですね。市民病院の先生たちと、本当にですね、この先生、今、派遣していただいている大学医局とか、市民病院に在籍しておられる4人の先生たちが、公設民営にするんだったら、私はやめると言われたらですね、これは幾ら僕がここで言うたって、それは現実に市民病院に医者がいなくなるという現実があるわけですから。それはちょっと現実問題として、それはもう公設民営は恐らくできないだろうと思ってます。その部分を、一番肝心な部分を、僕は早くやってもらいたい。市長の、本来だったら、もっと早くやるべきでしょうけれども、それを一番最初にやらないと。何にも前向いて進まない。

副市長は病院部長なんですけど、副市長でもいいですけども、病院の先生たちとですね、私が市長だったら、話しますよ、それは。酒でも飲みながらですね。こういうふうにしたい。それで、市民病院に不満があるんだったら、何でも言うてくれと。そんならいのことは、副市長なり、市長なりが、病院の先生、お医者さんですから、もちろん、きちんとしたプライドもお持ちだし。島内の医療、この離島の医療について、献身的に考えられておるはずなんです。だから、私は別に話したって、何の差し支えもないと思いますけれども、副市長は病院部長なんで、ちょっと直接、現場の責任者として、副市長、ちょっと答弁をいいですか。

議長（市山 繁君） 久田副市長。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 登壇〕

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 病院部長として、先生たちと腹を割って具体的にお話をしたことについてはございません。以上でございます。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） そう言われると、質問のしようがなくてですね。これ、やっぱり非常に、僕は、難しいというのは、市長、わかってます。多分、市長がやっておられること、多分、10分の1ぐらいしか、この議場では話せないことってというのは、多分、おありになると思うんですよ。それは僕も非常によくわかるし、わかっておるんですけども、それはだから、お互いにオブラートに包んだ形で僕も質問しとるわけなんで。ぜひ、この件については、後でまた委員会もありますから、厚生委員会の所管でもありますんでですね。そこで、もう少し具体的に、

それちょっと聞いていきたいと思います。特にドクターとの話し合いは、これ、きちんと行政のトップたる者がですね。これはちょっと申しわけないですけど、大村市民病院を民間にしたときは、これは2年間かけて、当時の市長が、これは調べてもらったらわかりますけども。委員会で行政視察に行ったときに、2年間ですね、もうほとんど毎週のように市長は市民病院のほうに、大村市民病院のほうに行ったと。それでも理解を得られるまでに2年間かかったと。ぜひ、そのくらいの気持ちでやらないと、僕は、病院改革はできないと思ってます。だから、病院改革を、市長、反省の弁も言われましたけど、病院改革をやろうと思ったら、もう何回も言いますけれども、トップの首が変わるくらいのことが今まで自治体でも何回もあるんですよ。一所懸命やられちよる。僕は尊敬してますけど、多久市の市長でさえですね、この多久市民病院をですね、あれはもう完全に民間に売却しましたけれども。（発言する者あり）武雄、武雄ですね。武雄の市長でもですね。それでリコールか、何か、されましたよね。銚子の市長もそうだったですよ。だから、そのくらいのやっぱり覚悟が要るんだと。ぜひですね、もうあと任期6カ月なんで。それを僕はどっかで決断して、やらないとですね。これ、もう次の市長は26年にかかります。もうそれこそ交付税が20数億円減るといような状況の中で市政を任されるわけですよ。そしたら、今、こんな議論を、僕は、しとるレベル、恐らく、そういう話にはならんだろうと思います。やむを得ずというか、後ろ向きの形で、市民病院を何らかの形に、どうかせないかんというふうな形になる。もう、そんなときはですね、もう、これ、にっちもさっちもいかんようになった時点で、市民病院をどうするかとかいうような話にしかならんとよ。だから、26年までには、これ、きちんと方向性を、きちんとやっぱり出さないとはですね、市長も、だから、ぜひ、次の市長選出されると。この前、明言されましたんで。この分については、ぜひ、僕は率直にですね、自分の方向性は打ち出して、市長選は闘われるべきだと。僕は、その3人の候補それぞれがですね。そうしないと、当ってから、病院をどうする、こうするというのは、非常にあんまり壱岐市にとってもよくないと思います。

時間がありませんので、次、市長のマニフェストの2番目ですね。行政改革についてです。

市長のマニフェストは、確かに行財政改革の中で職員の給料が、市長3割カット、退職金5割カットしてます。「職員数削減を含む総人件費1割以上圧縮します」となってますが、私も市長の演説会なんか、行きましたけどもですね。やっぱり、10%人件費削減と言った場合はですね、それから、最初に、市長になられてから5%一律カットされました。音嶋議員の質問に対して、市長は確か10%削減するのも、当面5%だと。あと10%については、もう少し先の段階的にやるというふうに言われました。非常に、普通の市民から見てですね、人件費の10%カットっていったら、普通は職員の報酬を10%カットするっていうのが、普通の市民の、僕は、受ける考えだと思うんですよ。だから、非常に市長にこれがわかりにくいと。だから、新聞から、まだ

5%しかやってない。あと10%カットするじゃないかというような形で言われます。僕は別に一律10%カットも、いろいろ年齢層がありますから、一律10%カットするのが正直言って、私は賛成じゃありません。それよりも壱岐市独自の給与体系を、むしろ、それよりもつくったほうがいいだろうと。そりゃ、地方公務員法でも、公務員の給料はほかの自治体とか、あるいは地域の状況に応じて条例で定めなければならないというふうに公務員法ではなってます。壱岐市の場合は、国の給料があって、県の給料があって、大体、それに右へならえて、大体給与表ができてますけれども。僕はもう次の市長のマニフェストは、壱岐市独自の給与表をつくと。そのくらのことは、そしてですね、僕は、この前、昨日も言われてましたように、雇用の確保面から行って、若い人を、正規職員に若い、新卒はすぐ正規職員という形になりますけども、若い人を例えば嘱託で採用して、3年間ぐらいですね、契約で嘱託で採用すると。そして、その中から、この人やったら、本人の希望もありますけども、この人やったら壱岐市の職員にふさわしいと。そういう人を正規職員に上げるとか、そういう方法だってできると思うんですね。その浮いた人件費で。だから、とりあえず、雇用の確保面からですね。せっかく、壱岐高とか、商高で、島内に残りたいと。あるいは、私の教え子の中にも、ぜひ、島内に帰ってきたいという子おりますけれども、募集がほとんどないんですね。嘱託でもいいと。別に正規職員じゃなくてもいいと。3年間とか、5年間ぐらい、その人の仕事ぶりを見て、正規職員に登用するという、そういった方向もあっていいと。そのためには、新しい壱岐市独自の給与表を見直せと。つくれと。私は思いますけれども、これについて、市長の考え方というか、答弁をお願いします。

それから、もう一つですね、合併してから、もう8年になりますけど、実は市民生活、市民の方にとっては、合併の効果っていうのが、もう正直言って、全く目に見えた形で出てきてません。旧町の場合は、それこそ役場がすぐ身近にあって、職員もすぐ身近に市民の人と接して、結構、それこそ細かい地域の相談とか、そういうのもできた。というか、それなりにつながりがありましたけれども、今は市民のほうが役場に行かないと、行って、いろんな相談しないとできないような状況になってます。これは別に壱岐市だけじゃないんですけども、私は、前、市長、行政区の構想も出されましたけれども、それとは別にですね、私は御用聞きみたいな職員を、各小学校区1人やっても12人です。嘱託の職員で僕はいいと思いますが、張りついてですね。例えば、箱崎のことだったら、公民館、ずっと公民館長のとこ、ずっと回ったりとか、地域の所をくるくる回ったりとか。そういうふうにして、地域の苦情とかですね、こうしてもらいたいとか、行政に対する要望とか、そういうのをずっと聞いていくと。もう、そういう公民館、私の所の公民館も、公民館長のなり手もおらんような高齢化進んでまして、ぜひ、何でもかんでもとういわけじゃないですけども、そういった人的面のバックアップも、各小学校区ぐらいに1人ぐらいは担当職員をつけて、片手間じゃなくても、その人が全部、その地域も、出勤は1日10分か20分、

朝、出勤して、あとは1日地域のほうを回ると。車でですね。あるいはバイクでもいいし、自転車でもいいですから、歩いて回っても構いませんけども。そのくらいのことを実はしてもらいたい。できたら、市民部の中に地域課みたいなのをぜひつくって、もうちょっと、市民と行政との距離を縮めるような方向が打ち出せないかと思ってます。

この2点について、答弁をお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 町田議員の御質問は、通告によって文書書いておりますけど、全く通用しない御質問でございます。

まず、独自の給料表をつくるべきだということでございますけれども、確かに公務員だけが優遇されているという、そういった御意見もお聞きをいたしております。そしてまた、先ほど言われますように、私のマニフェストでは、人員削減を含む総人件費の10%をカットということでございますから、一律10%をカットするとは書いておりませんし、言ってもおらないところでございます。

そこで、ここで申し上げますけれども、平成20年度の人件費と平成24年度の当初予算、私が任期が終わる年なんでございますけれども、そこで10%をカットということをお約束しておりました。平成23年度の予算で、今、5億2,000万円カットいたしております。あと1,000万円減れば5億3,000万円で、10%の、総人件費の10%のカットになります。それは24年度では、あと1,000万ですから、もう確実に達成できるということ、ここでははっきり申し上げておきたいと思えます。

それから、独自の給料表をつくるべきだということでございますけれども、これは正直申し上げて、不可能とまで言いませんけど、非常に難しい。なぜかと言いますと、その給料表をつくるための根拠はどういうふうにするかということでございます。それよりも私は公務員の給料の中で、職務給の原則、均衡の原則、給与条例主義の原則というのが、これは地方自治法でうたわれております。ですから、この地方自治法を逸脱することはできないわけでございます。やはり、現行の、うちが人事院を持っておりません。公平委員会を持っておりませんから、やはり、国の給与表に準拠した、ただし、私は、この中で見直すべきは職務給の原則だと思っておるわけでございます。職員の給与は、その職務と責任に応じるものでなくてはならないということでございます。これを、この点において、職務により、給与の決定級を明確にするべきであるというふうを考えております。

そういったことで、地方自治法に抵触しない範囲で。ですから、今、例えば、7級制ということになりますと、それを例えば5級制にするとか、そういったことで持っていかなければならな

いではなかろうかと思っておるところでございます。それは今申し上げたのは例でございますので、例として、そういうことになるかと思うわけでございます。

ちなみに、現在の壱岐市の給与水準、他の市町と比べます給与水準を申し上げておきたいと思っております。これを図る目安として、ラスパイレス指数というのがございます。平成20年度に97.1%でございました。現在94.1でございまして、県内の13市のうちで一番下でございます。町を含めましたところの21市町におきましても、下から2番目でございます。そういうことを申し上げておきたいと思っております。

なお、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案、いわゆるカット法案が成立いたしますと、約8%給与が、国家公務員の給与が下がるということが試算されておりますので、これが可決いたしますと、地方が高いという議論になるかと思っております。それにつきましては、当然のことながら、その時点で議論をしまいたいと思っております。

それから、次の御用聞きの方でございますけれども、小学校は三島を含めまして19校でございます。そこで私は、その提案についての趣旨は理解しないわけではございませんけれども、やはり、御用聞きに行政が回ると。これは、とてもじゃないですが、その対応に、私は現実問題として、市の対応はできないと思っております。したがって、先ほど議員も申されましたように、新しい行政区の整備によりまして、住民参加型行政区をつくりたいと思っておりますことと、今年度から、予算で通していただきましたけれども、広域性を目的として、市民みずからが考えを行う活力ある事業を支援するというので、まちづくり市民力事業補助金を創設もいたしましております。そういったことで、地域の方々が知恵を出されて、広域性にやるというようなことについては支援をしまいたいと思っております。今のところ、いわゆる、御用聞きの課をつくる考えはございません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 壱岐市独自の給与体系をつくるのは非常に難しいと言われましたけれども、例えば、大分県の姫島ですね。あそこ、平均給料が10数万円です。その分、例えば50人のところを雇用確保のために100人雇ってるんですね。2倍の職員を。それは幾らでもできるんですよ、市長。法的、地方自治法とか、地方公務員法でできないというんじゃなくて、それは政策なんです。私は政策だと思っております。

それから、御用聞きちゅうのは、言いかえれば、市民の要望を聞くための職員があつていいと。これは別に僕の独自の提案じゃなくて、合併したほかの自治体結構やってるんですよ。地域課というのをつくってですね。結構、職員が御用聞きに回るとか、今日の買い物がどうのこうのとかじゃなくて、地域に密着した形で住民の要望を取り入れるというようなことが、僕は考えてもい

いんじゃないかと。少なくとも合併効果が、市民の中には、何のための合併やったんかというような状況なんですよ。僕はもう、全く合併効果が今のところはあられてない。

市長、僕は市長が努力されてることわかりますよ。経常収支比率も90%から80%まで、市長のこの4年間で減少し、減少したんです。それはこの時期に経常経費が10%削減するちゅうのは、ほかの自治体では恐らく希有な例だと思います。苦の面で努力されてる、私はあえて言いませんでしたけれども、努力されてるのはわかります。だから、それにプラスして、ただし、壱岐市が今後やっていくためには、そのくらいの気持ちがないと、行政の仕事ちゅうのは何かちゅうたら、やっぱり、それは住民の幸せのために、それは公務員は皆そうですよね。住民の幸せのためにあるのが公務員ですよ。それでアイデアも出せんような公務員だったら、日常、事務処理をするだけの公務員だったら、公務員要らんとです。それはもうみんなですね、それこそ優秀な事務屋、事務処理だけだったら、民間委託したほうがまだいいですよ。やっぱり、少なくとも、壱岐の未来にとって、どんなアイデアを出すかとかですね。そういうのが職員の仕事であって、日常の行政事務みたいなんがするのが、もし、職員の仕事だというのであれば、これはもうはっきり言って、民間委託したほうがはるかに効率的です。

ちょっと時間がありませんので、一応、通告してますから、最後にですね、市長も、これ、毎回、毎回、謝って、また聞くのかと言われたらいいんですけども、前、聞いたってんで。非常に職員の今回の火事の分のとか、子供たちの県大会の出場の手続を忘れとったとかですね。それが処分されてますけども、6月議会でも各議員から厳しい質問がありましたけども、その後、何の報告も今回なかったんで、ちょっとお尋ねします。

今回、郷ノ浦庁舎、本庁舎の、職員組合のいわゆる4階の部屋、賠償についてですね、子供たちの父兄に、もちろん法的にはそうですよ。未成年者ですから、子供たちの父兄が賠償責任ありますけども、民法上はそうかもしれんけれども、日常的に施錠もしてなかったと。子供たちも日常的に、そこにおるのがわかってながら、施錠もしてなかったというんだったら、基本的に職員組合が応分の負担をすべきだと、私は言いましたけど、その後、どうなってるのか。まず、これが1点目。

2番目ですね、今度の教育委員会の職員の処分ですね。教育長に対してはどういう処分があったのかどうか。こんな見よったら、教育長、僕は、「巧言令色鮮なし仁」という、教育長、言葉も御存じだと思いますけど、言葉は非常にきれいだけれども、誠実そうに見えるけれども、結局、組織というのは、部下の不始末はすべてトップの責任なんです。何かあったときに責任とるからトップにおるんです。ぜひ、教育長については、自分に対してはどういう処分があったのか。あるいは、今回の分について、自分として、反省すべきところは、職員も把握しきらん人間が、何で、その子供たちのことがわかるとですかね。僕は非常に不愉快極まりないと思ってますけどね。

ぜひ、この2点について、答弁をお願いします。時間がありませんので、短く。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど、御質問の中で、姫島村、住民の半数以上が村の職員であるというようなこともわかってますけれども、その辺は十分、私ももう一度、胸に聞いてみたいと思っています。

さて、次の職員の相次ぐ不祥事についてでございます。6月議会で申し上げました。その後の経過でございますけれども、8月31日に長崎県市町村総合事務組合顧問弁護士、相談に行かれました。そこで、やはり、御指摘の件につきましては、確かに、当該、子供が組合事務所の部屋に侵入していなければ、火災は発生しなかったかもしれませんけれども、当日、部屋の施錠をしていなかったことで、職員組合に落ち度が全くないということは言えません。しかしながら、重過失とはならないということでございました。

また、火災発生の時間帯が午前8時15分ということも、市役所は一定時間になれば、市民が自由にできる状況にあるということも不自然ではないわけございまして、今回の火災は第三者行為としてとらえているところでございます。そういったことで、民法の適用をもって、子供を監督する法定義務を負う保護者に対して、すべての賠償を求めたところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 7番、町田正一議員にお答えをいたします。

私の処分は訓告でございます。そして、私は、教育委員会職員の統率をとれておると思っておりますのでございます。その状況下での予期せぬ出来事ございまして、このことにつきましては、関係者の皆様に改めて申しわけないと思っておりますのでございます。

私の教育理念は、子供たちのために、壱岐の教育を、教育の島壱岐を維持し発展させていくというのが、私の教育理念でございます。この目標に向かいましての不動の心を持ち続けておるといふ気持ちであります。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 市長、職員組合に対する民法上の分は、それは、別に弁護士に相談せんでもですね、それは当たり前なんです。そりゃ、重過失にもならないです。基本的には、それは賠償義務はないんですよ。それは子供たちの親が賠償を負うのは、それが法律上はもちろんそうです。それも最初に言うたように、それはそうなんだと。でも、責任というか、それにつ

いて、しかし、職員組合の、組合の執行部の人たちの管理下にある部分ですね、日常的に子供たちが出入りしとって、過失は当然あるわけなんだから、当然、そこでは話し合いの中で、少なくとも半分を負担するとか、あるいは、僕は全額負担しろと言いたいですけども、そういう話し合いができないのかと。私は、法的な部分ではもちろんそうというのは、最初に言ったようにわかっていますから、その分についての話し合いはできないのかという点が、まず第1点。

それから教育長、教育の島だとか、教育長、いつも言われてますけど、教育の島というのは非常に言葉としてはきれいですけれども、何をもって教育の島と言うんだと。教育の島の定義まで含めて、12月は、僕、教育長にその分について、教育長に、教育に対する見解を50分ぐらいにわたって聞きたいと思います。

市長、その部分だけ、最後にちょっとお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議員御存じのように、法律を無視した交渉というものは難しいと思っておりますけども、思いで行動するというのは難しいわけがございますけれども、議員のお気持ちもわかります。職員組合と話をしてみたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（7番 町田 正一君） ありがとうございます。これで終わります。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、音嶋正吾議員の登壇をお願いいたします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

議員（3番 音嶋 正吾君） いよいよ本議会の一般質問も私をもって千秋楽を迎えます。優勝の行方をかけた結びの一番と認識をいたしておりますので、がっぷり四つに組んで真剣勝負の議論を願いたいと考えております。

町田議員が申されましたように、原稿に目を転じない市長の見解を、難しい事は申し上げませ

ん。市長の実直なお考えをお聞きをいたしたい。そのように考えております。

町田議員がハードに質問をされましたので、私はソフト感覚で質問をいたしたいと考えております。ハードとソフトがミックスして初めて物事が機能いたしますし、成熟した人間関係が形成されると確信をいたしております。

それでは、通告に従いまして、白川市政の検証とマニフェストの達成状況についての自己評価について、お尋ねをいたします。

市長、御存じのごとく、元来マニフェストというものは、候補者本人と有権者に取り交わされた数字的な意味合いも込めた約束事であります。申し上げるまでもなく、選挙時のいわゆる道具として、選挙の言葉のあやとして、あってはならないというのが、私の実直なる考えでありますし、皆さんの共通的な認識であると考えています。

そこで、私で3人目に、このマニフェストを手をいたしますが、私は3年半前、市長がこのマニフェストにおいて有権者の支持を得られたと確信をいたしております。白川博一氏自身の人格もさることながら、この「変える、白川博一の3つの改革」に有権者が1票1票を投じて、白川市長に市政を託したと考えております。

改革の第一、市民病院、「みずから病院の改革の先頭に立ちます」。この件に関しましては、町田議員のほうから御指摘がございましたので、簡潔で結構でございます。

2番目に「税金の無駄遣いを徹底的にやめる」。3番目に「80億円ものごみし尿処理計画を見直す」と上げておられます。

私は、このマニフェストについて、マニフェストどおりに実施できたもの、着手できなかったもの、一部、マニフェストどおりに実施をできたものという観点、3つの分類において自己評価を願いたいと考えております。

約束したことが何で実現できなかったのか、それはなぜか、今後、どう改善していくのか。有権者にお示しをすることが、市政を白川市長に託した有権者への説明責任、また有権者との信頼関係構築の第一歩になると疑ってやみません。

続きまして、第2点目でございます。

吉岐市の振興のため、いかなる戦略取り組みをもって行政運営に臨まれたかという問題であります。昨日から同僚議員からも御指摘がございましたように、私は、一次産業の振興なくて、吉岐の将来への展望は望めないという考え方に立脚をいたしております。

そこで、市長のマニフェストの進める振興策。いわゆる農業、漁業、商業、観光、雇用、福祉、教育の面から、市長のお考えをお聞かせを願いたい。

そしてまた、私は、本市の揺るぎない発展の礎となるべきものは、交通のアクセスの改善が何より優先されると考えております。

次に、3点目、民間経営的な発想の行政運営について、お尋ねをいたします。

行政運営、民間企業の経営手法を導入して、より効果的で質の高い行政サービスを提供しようとする考えが現在各地域で取り組みをなされております。壱岐市の現状を考えると、合併後も人口減少社会が加速をいたしております。財政危機から出口が見えず、国・県を通じて歳入確保と一層の歳出削減が厳しく求められております。また、地方分権による権限委譲や行政システムの変革も加速し、自己決定、自己責任による経営が地方自治に求められております。しかるに、急激な社会変化の中、これまでの管理型行政運営から、民間の経営発想・手法を取り入れた経営型の行政経営へと転換をすべきであると考えております。ならば、目指すべき方向はいかに考えてみますときに、行財政改革は市役所内部の改革事業やお金がないから予算を削減することなどがすべてではないというふうに考えるものであります。住民福祉や暮らしやすい、暮らしやすさを向上することや、自治の主権者である住民と行政との新しい協力体制をつくること。そして、私がかねてより提言をしておりますが、市長が夢を描き、知恵を出し、元気の出る地域振興。すなわち、壱岐の特性を活かし、壱岐の個性と潜在力を磨き、元気のあるまちづくりをすることでなかろうかと考えております。そして、理想的な行政のあり方とは、どのように考えておられるか、市長の見解を求めます。

次に、離島の実態が反映される離島振興法改正を願うものであります。

白川市長は全国離島振興協議会の副会長、長崎県離島振興協議会会長の要職に就任をされておられます。本県はのみならず、全国離島民の存亡の危機を認識され、神妙として法改正に取り組んでいただきたいと考えております。御存じのごとく、離島振興法は昭和28年に制定をされております。離島振興法に指定されている全国の離島は314の有人離島であると認識をいたしております。長崎県の離島面積は、1,568平方キロメートル。長崎県の占める割合は38.2%、離島人口が15万6,000人、10.5%。この離島振興法も平成24年度末に期限切れを迎えます。5回目の延長であります。平成15年から24年まで5回の延長がなされております。長崎県を代表として、これまで1兆8,780億円の金が投じられております。うち国費が1兆9,650億円に及んでおります。主に公共投資を主体とする社会資本整備、重点が置かれておる状況であります。今後の改正に向けての取り組みについて、昨日も市長のほうから見解が示されましたが、最も重要視する点について、お答えをいただきたいと思いますと考えております。

最後の5番目の質問でございますが、2008年壱岐市民病院に対する夜間透析の受け入れ及び透析施設の拡充の早期実現に向けた陳情がなされたことは承知のとおりであります。市長就任後の第1回の6月定例議会において、私も一般質問をいたしました。その後、今年の6月定例議会において同僚の中村議員からも質問をされたと認識をしております。

まず、市長に実直にお尋ねをいたします。

当時、市民1万1,728名の署名をもって陳情された切実な訴えに対して、今日まで陳情の趣旨実現のために、市長みずからがどのような行動をとられたのか、お答えをお願いします。

以上、5点に関する市長の答弁を求めます。

議長（市山 繁君） ただいまの音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 3番、音嶋正吾議員の御質問にお答えをいたします。

私のマニフェストにつきまして、5点の質問でございます。

そして、まず、マニフェストの3つの改革の中で、自己評価、そして反省すべきこと、そして、不退転の決意で取り組むこと。この3点について、述べよということでございます。

まず、病院改革でございますけれども、先ほど町田議員の御質問にお答えいたしましたように、医師の確保ができないという状況でございます。これにつきましては、本当に残念だと思っております。これにつきましては、反省すべきことといたしまして、議員御存じのように、独立行政法人化を目指してまいったわけでございますけれども、やはり、どうしても、さまざまな要因もございました。私もできる限りの医師確保に動いたと、これは自負をいたしておりますけれども、現実としてできなかった。これは大いに反省するところでございます。そして、また、このたびの精神科病棟の休床。これはもう本当に残念でならないと思っております。今後も、今後の課題といたしましては、この病院改革。先ほど申しますように、議員の皆様方も十分話し合いをしたいと思っておりますし、この精神病床の回復につきましても、一所懸命頑張っていきたいと思っております。やはり、医師確保の道筋をつけることによって、市立病院改革をなし遂げる。そういう方向で強い決意で考えておるところでございます。

2番目のマニフェストでございますけれども、無駄遣いストップの点でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、無駄遣いということではございませんけれども、人件費の10%削減。そして平成22年度におきまして、8億2,200万円という大きな削減効果を上げたところでございまして、この点は、自分なりに、ある程度評価できるんじゃないかと思っております。

反省すべきことにつきましては、やはり、このことについて、広報あるいは市政懇談会等で住民皆様方の無駄遣いストップの点について、いろいろ御提案をいただくという方法をとってまいりましたけれども、市民皆様方からの提案も少し少なかったなと思っておりますし、広報、その他の周知の方法等にも、まずかったのではなからうかと思っております。

今後でございますけれども、普通交付税の合併算定がえが、御存じのように平成31年度から終了いたしまして、本来の壱岐市の普通交付税となります。その地方交付税の削減額は21億円と見込まれておりまして、現在の壱岐市の財政状況から見ると、物すごく大きな削減額でござい

ます。今、今年度の交付税の額が約100億円でございますから、2割以上の削減ということでございまして、非常に厳しい状況になると思っております。したがって、今後も、この無駄遣いストップにつきましては、引き続き行財政改革はもちろんのこと、起債の償還等も、繰上償還等も含めて、これの目的達成に努力をしていく所存でございます。

次に、ごみ処理計画の見直しでございます。これは地元の皆様方の御協力、御理解をいただきまして、灰溶融炉を廃止をいたしました。これにつきましては、このこともございますし、もろもろの無駄の削減をいたしまして、当初80億円余りの計画でございました工事費を現段階で46億円に圧縮できております。

反省すべき点につきましては、平成22年度末完成の計画で進めておりましたけれども、総合評価方式による入札を行いました結果、第1回目の焼却炉の入札が不調に終わりました。結果として1年おくれたということでございます。このことにつきましては、既存の焼却炉の所在の地域の方々の御理解をいただいた。延長していただいたということで、大変感謝を申し上げます。

1年おくれの平成23年度末になりまして、市民の皆様にお迷惑をおかけいたしましたけれども、その工事も現在今年度末の完成に向けて、順調に進捗しているところでございます。

今後は、循環型島づくり宣言に基づきまして、エコの島壱岐を目指し、関係機関等と連携を図り、取り組んでまいりたい所存でございます。

次に、戦略的取り組みとして、どのようにしてきたかということでございます。第一次産業の振興なくして壱岐の振興はない。同感でございます。農業、漁業の振興を図り、そして、商業につなげていくということでございまして、認定漁業者制度の創設あるいは農業におきましては、生産組織の育成、そして施設園芸等の育成に力を入れてきたところでございます。そしてまた、議員おっしゃいますように、離島であります。交通アクセス。これについての問題につきましては、昨日、鵜瀬議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、航路対策協議会等々で協議を重ねてまいったわけでございますけれども、この辺について不十分だったという認識を昨日申し上げたところでございます。今後は、この航路対策協議会を中心に、離島壱岐に対するアクセスについても協議をしてまいりたいと思っております。

また、福祉施設につきましては、特養の改築を計画いたしましたけれども、今、おくれを生じております。これにつきましても、福祉施設等検討委員会の答申を待ちまして、増床の答申が出されれば、できるだけ早期に、この増床部分について公募をしていきたいと思っております。

次に、民間的発想が必要だということでございます。そのとおりだと思っております。民間的発想をするためには、最小の経費で、最大の効果を生むという、この姿勢をもってやるべきだと思っております。これの対応といたしましては、各施設の休止あるいは民間

への貸与等がございます。御存じのように、サンドーム壱岐の休止、そして、まなびの館のJAへの貸与、あるいは指定管理者による施設の管理等々をお願いをいたしたところでございます。

先ほど、戦略的取り組みの中で一つだけ落としておりました。

まず、これにつきましては、光ケーブル網の壱岐全域のネットワーク化でございます。完成でございます。これによりまして、壱岐ケーブルテレビあるいは防災告知等々の整備がなされたということで、これにつきましては、私は、将来の壱岐の発展につながる大きな戦略的な事業じゃないかと思っているところでございます。

この内容につきまして少し申し上げますと、総事業費は46億円でございます。その中で、当初に要しました経費が約6,000万円でございます。そして5億円の合併特例債の借入れをいたしました。その3割、1億5,000万円が返還ということになるわけでございますけれども、これは15年償還でございまして、7割は補てんがでございます。3割1億5,000万円について、15年で払うということでございますから、年間1,000万円程度。そして当初6,000万円でございますから、2億1,000万円で、この光ケーブル網が完成したということでございます。46億円の事業が完成したということでございます。それとあわせまして、防災無線が耐用年数がまいておりました。平成19年にその防災無線の更新について見積もりをとっておりますけれども、28億4,000万円の防災無線の更新費でございます。この部分が、この28億4,000万円の部分も、この光ケーブルによって解消できたということをおきたいと思っております。

次に、民間発想でございます。済みません。元気のあるまちづくりのために、どういうふうにするのかということでございますけれども、やはり、これにつきましては、先ほど申しますように、最小の経費で最大の効果を生むということでございます。抽象的で申しわけございませんけれども、やはり、私は、競争なくして進歩はない。常々考えておるところでございます。民間、地方公共団体の競争しかり、また職員間においても同様であると思っております。そういった意味で、職員の教育、職員の自覚等々を促しておるところでございまして、現在、管理職員の行動目標等の成果について取り組みを行っております。最終的には全職員の意識改革を図る上からも、職員に対して、この行動目標、報告等々を足しまして、さらに一歩進んだ取り組みをしなければならないと思っております。

次に、離島振興法に対する心構えということでございます。

議員おっしゃるように、私は長崎県離島振興協議会長、6月から拝命しておりまして、全国の副会長も持たせていただいております。正直申し上げまして、中央に行きますと閣僚の方にも会える機会がございます。離島の現状等々についても声を大にしてお話をしているところでございまして、実はこの中で、国境離島、これにつきましては強く申し上げております。と申しますのは、

日本は経済水域を入れますと世界第6位の面積を持つ国でございます。この第6位の面積。今からは海洋にメタンハイドレードとか、レアアースとか、物すごい資源がございます。そういった中で、この海洋を経済水域を持っているということは、国の力を本当に強くするというところでございまして、私はこの国境離島について、国の手厚い援助を申し上げております。その中で、私は交通基本法の理念に基づきまして、国民すべて等しく移動する権利があるんだと。ならば、離島の航路についてJR並みの運賃で移動する。そのことをぜひ国策でやっていただきたいということ強く申し上げておるところでございます。

次でございます。また、夜間透析の件でございます。夜間透析につきまして、おっしゃいますように、平成20年5月、それから失礼しました。2008年5月、そして、2008年11月に、それぞれ陳情を受けております。1万1,728名分の署名を添えて、人工透析の拡充の早期実現についての陳情書がなされました。当時、音嶋議員から市民病院での夜間透析の対応及び透析診療を増設すべきじゃないかという一般質問もいただいております。その折に申し上げましたことは、やはり、専門医の安定的かつ継続的な確保のめどが立って初めて議論できるものであり、実現できるよう頑張ると答弁をいたしました。しかしながら、医師不足、医師の偏在は年々厳しさを増すばかりでございまして、専門医の継続的かつ安定的な確保はいまだめどは立たない状況でございます。私も、議員御指摘のように、陽の当たらない方々に対して陽を当てる、そういう、それが政治の使命であると肝に銘じておりますけれども、この現実には頭を痛めているところでございます。しかしながら、あきらめることなく、今後も努力を続けていくということをお約束申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 第1番目の市長マニフェストの検証に関しては、市長がみずから自己評価をできるということが、私は大切ではなからうかと考えております。なぜかと申しますと、約束をされた本人が市民に向かって、有権者に向かって、堂々と主張をできる。そのことが最も重要であろうと考えます。

市長の見る目と有権者の見る目にはギャップがございます。その結果、市長は2期目を目指して立候補されるという決意表明をされましたので、有権者の皆さんが、そこで御判断いただけるというふうに私は思っております。

継続は力なり、ローマは1日にしてならずと申しますので、日々努力をして、実現に向けて、精進をしていただきたい。そのことを1項目には申し上げておきます。

そして、私は、戦略的取り組みの中で最も重要視すべきことは、すべてのいわゆる産業振興の核となるのは人材であると考えます。そして地域資源、いっぱい、壱岐には潜在的なすばらしい

自然が眠っております。それをまず、見出す。原石を見出すということが最も大事じゃないかと考えます。例えば、散歩、ウォーキング等に参加したとき、あ、これはすごいな。また、町の新たな発見をする。それが一つの原石であろうと考えております。

例えば、また、ボランティア活動、イベントに参加する。そうすることにより、内外の人々との触れ合い。いわゆるコミュニケーションが発生をします。そして、そのことによって、まちづくりに対する感性と熱意が沸いてきます。そうすることにより、視点を変えた発想が浮かんできます。それが一つ磨くということになるのではないのでしょうか。

私は、今、皆さんが求めてある、この吉岐の島に求めてあることは、いやし、安らぎ、ぬくもりではなからうかと考えていました。それが一つの魅力。ダイヤモンドに例えまして、原石があります。それを磨きます。そして加工します。すばらしいジュエリーになります。光り輝く。そうした地域振興を目指すべきであると考えました。そうしたことを原点にした施策を打っていくことが今後の吉岐特有の潜在力を活かした発展に寄与するというふうに確信をいたしております。

そうした関係で申しますと、地域再生のキーワードは継続である。そして土俵をつくってやる。大いに活動できる土俵をつくってやる。そして、そのことにおいて人づくりをする。必ずや輝ける地方再生が可能になるのではなからうかと考えています。

次に、民間経営を取り入れた行政運営。なぜかと、私は、このことをなぜ申し上げるかと言いますと、住民起点の考えに立脚すべきであるというふうに思うのであります。やはり、機構改革、組織の事業を見直すとか、内向きの改革ではなく、住民にいかに利便性を高めていくか、暮らしやすい環境整備をしていくか、そういう外向きの考え方に変革をすべきではないかと考えるのであります。

今、逆転の発想で申しますと、人は満足を求めます。逆に言いますと、住民満足度を高めるためには、不安のでない不、いわゆる不安、不満、不便などが挙げられるかと思うんですね。そうしたものが住民満足度の阻害要因になっておるというふうに考えます。そうしたものを、不安を安心に変えて、不満を満足に変えていく。不便を便利に変えていく。例えば、納税制度。大型、いわゆる固有名詞では悪いですが、大店舗、例えば、商業施設で納税ができるようにすると。そうした利便性を高めていくような方策を考えるべきではないかと思うのであります。

現在まで、生活基盤整備がおくれた時代には、地域づくりの司令塔としては、国が権限を行使して、政策は国が作り、地方自治体は事務事業を行う。いわば、国の使い走りの身分であり、住民より国・県の役員に顔を向けた仕事をする。そうした風潮があったのではないかと思います。そうした背景の中で、自治体行政が画一化した流れになったのではないかというふうな考えを持っております。物嗜好から心嗜好への返還を今いたしております。住民にとって、ゆとりと豊かさの実感できる社会を目指したい。そのように考えておられるのではないのでしょうか。例えば、

役所の各課が所管する政策、施策、業務それぞれについて、独自に独創的工夫を凝らして、みずから行動していくということが不可欠であると考えます。かつての自治体の仕事は行政運営と言われておりましたが、今日では行政を経営するという感覚に発想の転換をすべきであると考えております。いつも私が口癖のように申しますが、できるか、できないかという理論に時間を費やすよりも、前例のない新しい政策、サービスでも、それがなし遂げられるという強い信念をもって、限られた人、地域資源、物、金、情報等をフルに活用して、チャレンジすべきであると考えます。私は、必ずや、競争のない、チャレンジ精神のない組織は、いずれ衰退していくと確信を持っております。本市もそうした道をたどらぬよう、研さんをつんで行っていただきたいということを強調いたしておきます。

次に、離島振興法の改正について、お尋ねをいたします。

私が、長崎県離島懇話会の注目すべき意見として、ここにちょっとピックアップして、皆さん方に御報告を申し上げます。

B委員さんは、これからの離島振興法は全く違う視点で考えるべき。それなりの大胆な発想の転換をしないと意味がない。離島航路については、壱岐、対馬、五島などは、思い切って1,000円にして、人の動きを見るなどすべきではないかと。また、A委員の意見としては、船の運賃は最大でも1,000円にしなさい。ジェットfoilにしても、最大でも3,000円にしなさいと。いわゆる隔絶性の解消のために、航路運賃の大幅な削減を提言したいというような御意見もございました。また、F委員の意見には、五島手延べうどんの売り上げについて、四、五年前までは5億円だったそうであります。現在10億円を超すようになったと。なぜかと申しますと、地域産業育成の支援策を盛り込んだからであります。ですから、壱岐市も独自の支援策を、あれも、これもじゃなく、重点的に支援策を打ち出すべきというふうに思うのであります。K委員の意見の中には、離島というハンディの中、環境面の不利条件を逆手にとってですね、新しいエネルギー関係の太陽光発電、風力、バイオマス施設などの施設を推進すれば、雇用の創出が期待できるのではないかとというような意見も出されております。やはり、今後は離島の置かれておる立場を国に実直に訴えて、離島民のための離島振興法の改正を望むものであります。市長は重職につかれております。あなたの訴えが離島民の揺るぎない幸せになるということを肝に銘じていただきたい。市長、よろしいですか。このことを強く要望いたします。

さて、最後に、私も、病院問題は最初には申しませんでしたけれども、この透析病棟の増床問題であります。

私は3年半前、当時を思い浮かべてみると、市長に対して、期待感いっぱいございました。透析装置の増設については、見解のごとく、専門医の確保ができれば、継続的に確保ができれば、ぜひともやりたいというような見解を示されておりました。私は当時、市長にこう進言いたしま

した。鉄は熱いうちに打てと。熱い気持ちがあれば、また実現しませんよと申し上げたのを記憶いたしております。白川市長は弱者の方に光を当てる政策を実現していただけるものと確信をいたしておりました。ところが、どうでしょう。精神病棟の療養型病床への改修予算が本議会に提案されております。前議会で、中村議員が4階の精神病棟には透析施設をつくったらいかなものかという質問をされたら、4階は不適當であるというようにいわれました。非常に悲しい限りであります。透析病患者の皆さんは白川市長に一縷の望みを託しておられました「変える、白川博一の3つの改革」の最も重要である命と生活を守る本幹ではありませんか。残された在任期間中で、実現に向けて、あらゆる手だてを尽くしていただきたい。私は、そのように思っております。

市長、申しわけございませんが、3分ほどで、答弁を願いたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 答弁は今まで全部ですか。（発言する者あり）透析、（「透析」と呼ぶ者あり）はい。

透析につきまして、先ほどおっしゃいましたように、私はそういうふうに申し上げてまいりましたし、透析の医師が確保できればということで、私は、透析の機械を20基ぐらい買う。それは物理的にできます。しかし、それを準備して、医師が確保できなければどうなるんですか。私は、やはり、申しますように、医師が確保できなければ、機材だけ置いておっても、いわゆる、あかすの間になってしまう。そういうことは、私はやるべきじゃないと思っている次第でございます。

ちなみに、現在の壱岐市の人工透析の現状を申し上げます。3つの病院で36台ございます。そして、それをフルに活用した場合に、112名のキャパと申しますか、対応ができます。現在の患者数は95名でございます。稼働率は85%でございます。ただ、しかし、おっしゃるように、これは壱岐の方が全部ここに来るということではなくて、島外にも透析に行っておられる方、多数いらっしゃる。それは十分に認識をいたしております。しかし、壱岐の現在の透析台数と患者数については、以上のとおりでございます。

いずれにしましても、私は、この人工透析。週に3日も、しかも4時間もされなければいけない。この方々の苦しみ、そして、お昼に仕事もできない。それは十分わかります。しかしながら、先ほどから何度も申しますように、医師の確保。これを絶対しないと、できないという状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 私も当然ですね、医師の確保なくしてできないということはわかっているわけです。わかっています。そうした弁明を聞きたくないんです。白川市長なら、やっていただけるといような期待感をお持ちなんです。この精神病棟を改修するという記事を読まれて、当時の患者さんから、私のほうに電話がありました。どうなってるんですかと。私は白川市長なら実現していただける。そんなふうに思っていましたと。そうですか。わかりました。私もそれでは白川市長に一般質問でお尋ねをしてみますということをお申し述べました。どうかですね、あと半年あります。前を向いて、しっかりですね、前向いて、倒れるぐらいまで交渉に行っていただけませんか。そのことをお願いを申し上げます。

最後に、市長、3年半前に有権者は、本当に市長の壱岐市活性化宣言、白川博一のマニフェスト、変える、進める、何かをやってくれそうだという期待感、皆さん託されたと思います。現在、有権者の皆さんは、それが実現できたら素晴らしいという、具体的に提示されたことを評価する。そうした機運になっておられるのではないかと私は考えております。6月定例議会にも申し上げました。「疾風に勁草を知る」という言葉を申し上げました。困難に遭って、初めて、その人の本当の価値、本当の強さがわかる。困難がその人間の奥底に秘める意志や信念の堅固さを見分けることができる。「疾風」は激しく吹く風のこと、「勁草」は強い草を意味します。激しい風が吹いて、初めて強い草が見分けられると申します。努力をする人は夢を語り、怠ける者は不満を語ると言われております。市長、夢を描く、知恵を出す。元気な島づくりの先頭に立っていただきたいことをこいねがい、私の一般質問の打ちどめといたします。ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） これで一般質問を終わります。

これで、本日の日程は終了いたしました。明日9月14日は休会といたします。

次の本会議は9月22日木曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午前11時56分散会